

## 後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

### 保険料は納期限内に納めましょう

保険料の納付にお困りの方はご相談ください。災害により住宅等に著しく損害を受けたり、世帯主の収入が著しく減少した場合など、保険料の減免が認められることがあります。保険料を滞納すると、通常より有効期限が短い被保険者証が交付されることがあります。

### かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう

いつも診察してもらう「かかりつけ医」があると、体質や持病を理解した上で助言をしてもらえたり、必

要に応じて専門の医療機関を紹介してもらえたりするので安心です。

また、普段から何でも相談できる「かかりつけ薬局」があると、複数の医療機関の処方を確認して、飲み合わせが悪くないかをチェックしてもらえます。

### お薬手帳は1冊にまとめましょう

複数の「お薬手帳」を持っている場合は、薬局で1冊にまとめてもらいましょう。

問い合わせ先…国保年金課 内線2346

## 「国民年金保険料」の納め忘れはありませんか？

国民年金は、20歳から60歳になるまで40年間定額保険料を納めると、65歳から満額の年金を受け取ることができます。

保険料を納め忘れてしまうと、将来の年金が減額されたり、万一のときの障害・遺族年金なども受けられない場合がありますので、納め忘れがないかご確認ください。

10月31日(火)までは、10月から来年3月までの6カ月

分前納(毎月納めた場合と比べ810円割引)ができますので、前納を希望される方は、国民年金保険料納付案内書に添付されている前納用の納付書をご使用ください。

また、保険料を確実に納める方法として、便利な口座振替、クレジットカードでの納付もありますので、ぜひご利用ください。

問い合わせ先…国保年金課 内線2343

## 住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯の方へ

### 「物価高騰対策支援給付金」の申請忘れはありませんか？

低所得世帯(住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯)への生活支援として物価高騰対策支援給付金を支給します。対象となる世帯には案内を郵送しましたので、ご確認ください。

過去に非課税世帯等に対する給付金を市から口座振込により受給している方には、8月9日に同じ口座へ支給済みです。

支給額…1世帯につき3万円

支給対象世帯(基準日…令和5年6月1日)

①住民税非課税世帯…基準日において当市の住民基本台帳に記録されており、令和5年度住民税非課税者のみで構成される世帯

②住民税均等割のみ課税世帯…基準日において当市の住民基本台帳に記録されており、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯または均等割のみ課税者と非課税者で構成される世帯

手続き…令和5年度に新たに世帯全員が住民税非課税世帯等となった場合や、令和5年1月2日以降に当市に転入してきた場合には申請が必要です。案内に同封した申請書に振込先口座等を記入し、必要書類とともにご提出ください。

申請期限…9月29日(金)

問い合わせ・申請先

物価高騰対策支援給付金窓口 内線2989  
(土・日・祝日を除く) 9:00~17:00

◎ 広報有料広告

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに持続感染された方へ 一人で悩まずに無料個別相談会をご利用ください

# B型肝炎 給付金について

**無料個別相談会** を行います。

日程	9/16 (土) つがる市生涯学習交流センター「松の館」 研修室
会場	9/17 (日) 五所川原市民学習情報センター 視聴覚室
	9/23 (土) 弘前市民文化交流館 ヒロロスクエア 3階 多世代交流室C
	9/24 (日) ねぶたの家 ワ・ラッセ 2階 多目的室(1)

対象者 昭和16年7月2日～ ※ご遺族の方も給付金請求できます  
昭和63年1月27日 生まれ

給付金 50万円～ ※病態に応じて給付金等の内容が異なります  
3,600万円

完全予約制 ☎  
**0120-013-621**  
(ご予約受付時間)  
平日 9:00~18:00  
個別相談なので、他の方と顔を合わせることはありません。

弁護士費用 着手金・相談料 無料  
成功報酬制  
※訴訟実費別途

弁護士法人 弁護士 梶原亨一「あいば こういち」東京弁護士会所属 登録番号35029  
プレシャス総合法律会計事務所  
TEL 03-5363-6333 E-mail: info@precious-law.jp  
FAX 03-5363-6334 https://precious-law.jp/

東京都新宿区四谷4-3 福屋ビル6-A 【営業時間】 平日 9:00~18:00

**無料電話相談も**  
同時受付中! お気軽にお電話ください

五所川原市を応援します!!